

個人所得課税の見直しを踏まえた国民健康保険料の見直しについて

1 概要

令和3年1月1日施行の個人所得税の見直しにおいて、給与所得控除や公的年金控除から基礎控除へ10万円の振替等を行うことにより、国民健康保険料の負担水準に関して意図せざる影響や不利益が生じないよう、被保険者に係る所得等について所要の見直しを行います。

2 内容

国民健康保険料の算定において、対象となる総所得金額等に対する基礎控除額を33万円から43万円に引き上げます。

低所得世帯に対する軽減判定所得算定において、基礎控除額を33万円から43万円に引き上げるとともに、被保険者のうち一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける者の合計数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えます。

軽減判定所得

	令和2年度	令和3年度
7割軽減 基準額	基礎控除額33万円	基礎控除額43万円 $+10\text{万円} \times (\text{給与所得者等の数}-1)$
5割軽減 基準額	基礎控除額33万円 $+28.5\text{万円} \times (\text{加入者及び特定同一世帯所属者等の合計})$	基礎控除額43万円 $+28.5\text{万円} \times (\text{加入者及び特定同一世帯所属者等の合計})$ $+10\text{万円} \times (\text{給与所得者等の数}-1)$
2割軽減 基準額	基礎控除額33万円 $+52\text{万円} \times (\text{加入者及び特定同一世帯所属者等の合計})$	基礎控除額43万円 $+52\text{万円} \times (\text{加入者及び特定同一世帯所属者等の合計})$ $+10\text{万円} \times (\text{給与所得者等の数}-1)$

※ 給与所得者等とは、一定の給与所得者と公的年金等の支給を受けている者です。

- ・一定の給与所得者・・給与収入が55万円を超える方
- ・公的年金等の支給を受けている者・・

65歳未満・・公的年金等の収入が60万円を超える方

65歳以上・・公的年金等の収入が110万円を超える方

※ 特定同一世帯所属者とは、国民健康保険から後期高齢者医療保険制度に移行された方で、後期の被保険者となった後も継続して同一の世帯に属する方です。

ただし、世帯主が変更になった場合や、その世帯員でなくなった場合は、特定同一世帯所属者ではなくなります。

個人所得課税の見直しを踏まえた国民健康保険税の見直し

(国民健康保険税)

1. 大綱の概要

国民健康保険税の減額の対象となる所得の基準について、
軽減判定所得の算定において基礎控除額相当分の基準額を43万円（現行：33万円）に引き
上げるとともに、被保険者のうち一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける者の数の合
計数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加える。

(注) 上記の改正は、令和3年度分以後の国民健康保険税について適用する。

2. 制度の内容

- 令和3年1月1日施行の個人所得課税の見直し（給与所得控除や公的年金等控除から基礎控除へ10万円の振替等）に伴い、国民健康保険税の負担水準に関する影響や不利益が生じないようにする必要がある。
- 一定の給与所得者等（※1）が2人以上いる世帯は、当該見直し後における見直しを行つ。

現行

$$\begin{aligned} & \text{【現行】 軽減判定所得} \\ & 7\text{割軽減基準額} : \text{基礎控除額(33万円)} \\ & 5\text{割軽減基準額} = \text{基礎控除額(33万円)} + 28.5\text{万円} \times (\text{被保険者数 } \text{※2}) \\ & 2\text{割軽減基準額} = \text{基礎控除額(33万円)} + 52\text{万円} \times (\text{被保険者数 } \text{※2}) \\ & \pm 10\text{万円} \times (\text{給与所得者等の数 } - 1) \end{aligned}$$

改正後

$$\begin{aligned} & \text{【改正後】 軽減判定所得} \\ & 7\text{割軽減基準額} = \text{基礎控除額(43万円)} \\ & + 10\text{万円} \times (\text{給与所得者等の数 } - 1) \\ & 5\text{割軽減基準額} = \text{基礎控除額(43万円)} + 28.5\text{万円} \times (\text{被保険者数 } \text{※1}) \\ & + 10\text{万円} \times (\text{給与所得者等の数 } - 1) \\ & 2\text{割軽減基準額} = \text{基礎控除額(43万円)} + 52\text{万円} \times (\text{被保険者数 } \text{※1}) \\ & \pm 10\text{万円} \times (\text{給与所得者等の数 } - 1) \end{aligned}$$

※1 一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける者
※2 同じ世帯の中で国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療の被保険者に移行した者を含む。

(注) 5割軽減基準額における28.5万円及び2割軽減判定所得の見直しによる見直し後の金額
国民健康保険税の軽減判定所得の見直し